## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等	
	○ 知事	◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県	
3. 市区町村名	生駒市	
4. 届出番号	13	
5. 独自利用事務の事例番 号	65-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.ikoma.lg.jp/	

執行機関名 生駒市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成27年12月生駒市条例第39号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月 生駒市条例第35号) 別表第1 4の項 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例(昭和27年12月生駒市条例第39号) による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、 <u>その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図る</u> ことを目的とする。	第1条 この条例は、重度の心身障害のある老人及び <u>ひとり親家庭等の老人</u> (以下「重度心身障害老人等」という。)に対し医療費の一部を助成し、もって重度心身障害老人等の <u>健康の保持</u> 及び <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則